



# 鳥取県公報

平成 27 年 6 月 30 日 (火)  
号外第 75 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（5）（社会教育課）・・・・・・・・・・ 2

## 教育委員会規則

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

### 鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(所掌事務)
	第2条 青年の家においては、次に掲げる事務を行う。
	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関すること。
	(2) 青少年の野外活動に関すること。
	(3) 青少年及び青少年指導者の研修に関すること。
	(4) その他青少年の健全な育成に関すること。
	(職制)
	第3条 青年の家に所長を置く。
	2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、青年の家に次長を置くことができる。
(職員の種類及び職)	(職員の種類及び職)
第2条 略	第4条 略
(職員の分担事務)	(職員の分担事務)
第3条 略	第5条 略
	(休所日)
	第6条 青年の家の休所日は、次のとおりとする。
	(1) 月曜日
	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)
	(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
	2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所

<p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第4条</u> 青年の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>所長</u>は、青年の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。</p> <p>3 青年の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を<u>所長</u>に届け出なければならない。</p>	<p><u>日に開所することができる。</u></p> <p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第7条</u> 青年の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、青年の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。</p> <p>3 青年の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(行為の制限)</p> <p><u>第8条</u> <u>青年の家</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>青年の家の施設設備をき損し、又はそのおそれのある行為をすること。</u></p> <p>(2) <u>青年の家の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が定める行為</u></p> <p>(監督)</p> <p><u>第9条</u> <u>教育委員会</u>は、青年の家の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、<u>必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p><u>第10条</u> <u>教育委員会</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>この規則の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた利用目的以外に利用し、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>その他青年の家の管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(事故の発生の届出)</p> <p><u>第11条</u> 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じ</p>
<p>(事故の発生の届出)</p> <p><u>第5条</u> 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じ</p>	<p>(事故の発生の届出)</p> <p><u>第11条</u> 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じ</p>

<p>たときは、直ちに、その旨を<u>所長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用料の減免)  <b>第6条</b> 青年の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(委任)  <b>第7条</b> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第4条</u>関係)  (表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 青年の家の施設設備を<u>毀損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、<u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第10条</u>の規定を遵守すること。</li> </ul> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> </div> <p>注  1 略  2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第9条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第2号 (<u>第4条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号 (<u>第6条</u>関係) 略</p>	<p>たときは、直ちに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用料の減免)  <b>第12条</b> 青年の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(委任)  <b>第13条</b> 略</p> <p>様式第1号 (<u>第7条</u>関係)  (表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 青年の家の施設設備を<u>き損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、<u>鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則第9条</u>の規定を遵守すること。</li> </ul> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> </div> <p>注  1 略  2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第2号 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>様式第3号 (<u>第12条</u>関係) 略</p>
---	--

第2条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

様式第3号を削る。

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(所掌事務)</p> <p><u>第2条</u> 少年自然の家においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>少年の集団宿泊訓練に関すること。</u></p> <p>(2) <u>少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>少年指導者の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他少年の健全な育成に関すること。</u></p> <p>(職制)</p> <p><u>第3条</u> 少年自然の家に所長を置く。</p> <p><u>2</u> <u>所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、少年自然の家に次長を置くことができる。</u></p>
<p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第2条</u> 略</p>	<p>(職員の種類及び職)</p> <p><u>第4条</u> 略</p>
<p>(職員の分担事務)</p> <p><u>第3条</u> 略</p>	<p>(職員の分担事務)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>
	<p>(休所日)</p> <p><u>第6条</u> 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p><u>2</u> <u>教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</u></p>
<p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第4条</u> 少年自然の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>所長</u>は、少年自然の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 少年自然の家の利用の許可を受けた者（以下「利</p>	<p>(利用の申込み等)</p> <p><u>第7条</u> 少年自然の家を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の10日前までに、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>教育委員会</u>は、少年自然の家の利用の許可をしたときは、様式第2号によりその申込者に通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 少年自然の家の利用の許可を受けた者（以下「利</p>

用者」という。)は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

用者」という。)は、その許可に係る事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(行為の制限)

第8条 少年自然の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 少年自然の家の施設設備をき損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 少年自然の家の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) その他教育委員会が定める行為

(監督)

第9条 教育委員会は、青年の家の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則の規定又はこれに基づく処分違反したとき。
- (2) 許可を受けた利用目的以外に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他少年自然の家の管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(事故の発生の届出)

第5条 利用者は、少年自然の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(事故の発生の届出)

第11条 利用者は、少年自然の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第6条 少年自然の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を所長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 少年自然の家の使用料の減免を受けようとする者は、様式第3号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第7条 略

(委任)

第13条 略

<p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面) 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 少年自然の家の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、<u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第10条</u>の規定を遵守すること。</p> </div> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例<u>第9条第2項第3号</u>の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第2号 (第4条関係) 略</p> <p>様式第3号 (第6条関係) 略</p>	<p>様式第1号 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面) 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 少年自然の家の施設設備を<u>き損</u>し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、<u>鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則第9条</u>の規定を遵守すること。</p> </div> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例<u>第5条第2項第3号</u>の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第2号 (第7条関係) 略</p> <p>様式第3号 (第12条関係) 略</p>
---	--

第4条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

様式第3号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理</u></p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規</u></p>

<p><u>に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）第4条の規定により置かれる所長</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p><u>則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(6) <u>鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>
--	---